平成30年4月

労働契約法の「無期転換ルール」への適切な対応について

労働契約法（平成19年法律第128号）第18条においては、同一の使用者との間で、期間の定めのある労働契約が通算5年を超えて反復継続された場合は、有期契約労働者（期間の定めのある労働契約を締結している労働者をいう。以下同じ。）の申込みにより、期間の定めのない労働契約に転換させる仕組み（以下「無期転換ルール」という。）が規定されています。

無期転換ルールについては、平成30年4月以降、多くの有期労働契約者に同条第1項に基づき期間の定めのない労働契約への転換を申し込むことができる権利が発生することから、各国立大学法人及び大学共同利用機関法人においては労働契約法の趣旨を踏まえ適切にご対応願います。

（本件照会先）
大臣官房人事課計画調整班
０３－５２５３－４１１１（内線2128、3129）
高等教育局大学振興課
０３－５２５３－４１１１（内線3082、3371）

事　務　連　絡
平成３０年２月２２日

各国立大学法人人事担当課長
各大学共同利用機関法人人事担当課長　殿

文部科学省大臣官房人事課計画調整班
高等教育局大学振興課

貴法人における無期転換ルールの円滑な導入について

労働契約法第１８条に規定された無期転換ルールにつきましては、これまで周知等に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本ルールに基づき、平成３０年４月１日以降、無期転換の申込みが始まる見込みであり、それまでの期間が２か月を切ったことを踏まえ、厚生労働省労働基準局長より、別添のとおり、無期転換ルールの導入に向けて、国立大学法人等、関係法人等において労働契約法の趣旨を踏まえた適切な対応が行われるよう、改めて積極的な周知啓発のお願いがありましたのでお知らせいたします。

ついては、貴法人におかれましては、職員の方々にも本ルールについて改めて周知啓発いただくとともに、労働契約法の趣旨を踏まえ適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

＜本件担当＞
大臣官房人事課計画調整班
電話：03-5253-4111（内線 2128,3129）
高等教育局大学振興課
電話：03-5253-4111（内線 3082,3371）

事　務　連　絡
平成30年2月8日

各府省担当部局長　殿

厚生労働省労働基準局長

独立行政法人、特殊法人、国立大学法人等
における無期転換ルールの円滑な導入について

労働契約法第18条に規定された無期転換ルールにつきましては、これまで周知等にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本ルールに基づき、平成30年4月1日以降、無期転換の本格的な申込みが始まる見込みであり、本格的な申込みの開始まで、残りわずかとなっております。
この間、企業等においては、無期転換ルールの円滑な導入に向けた対応が進む一方で、一部では雇止めが発生する懸念も生じており、無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的とした雇止めと疑われる事案に係る相談も、依然として厚生労働省に寄せられているところです。

無期転換ルールへの対応にあたりましては、無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止め等を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではなく、慎重な対応が必要です。
厚生労働省においては、新たに「無期転換ルール緊急相談ダイヤル」を設置するなど、平成30年4月に向けて、引き続き労使団体等と連携しながら無期転換ルールの周知及び円滑な導入について、積極的に取り組んでまいります。

貴府省におかれましては、無期転換ルールの円滑な導入に向けて、独立行政法人、特殊法人、国立大学法人等、貴府省の関係法人・関係団体等において労働契約法の趣旨を踏まえた適切な対応が行われるよう、改めて積極的な周知啓発をお願い申し上げます。

【添付資料】
別添1：無期転換ルールの概要
別添2：無期転換ポータルサイト
別添3：「無期転換ルール取組促進キャンペーン」に係る取組結果について（情報提供）（平成29年11月2日）

＜担当連絡先＞

【無期転換ルールの制度について】
厚生労働省労働基準局労働関係法課
政策係　江口、大塚
電話 03-5253-1111（代表）（内線 5536、5587）
メールアドレス：
eguchi-akihiko@mhlw.go.jp
ootsuka-ayano@mhlw.go.jp

【無期転換ルールの周知・支援について】
厚生労働省労働基準局労働関係法課
労働契約第一係、第二係　森、甲斐、山田
電話：03-5253-1111（代表）（内線　7750、7753）
メールアドレス：
mori-kentamk@mhlw.go.jp
kai-kouichi@mhlw.go.jp
yamada-yasuhiroaa@mhlw.go.jp

無期転換ルールの概要

○ 有期労働契約が繰り返し更新されて通算５年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルール。
（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

※ 通算期間のカウントは、平成25年４月１日以後に開始する有期労働契約が対象。平成25年３月31日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間に含めない。
※ 通算期間をリセットするクーリング期間（原則６ヶ月でリセット）の規定あり（第18条第２項）

【平成25年4月開始で契約期間が１年の場合の例】

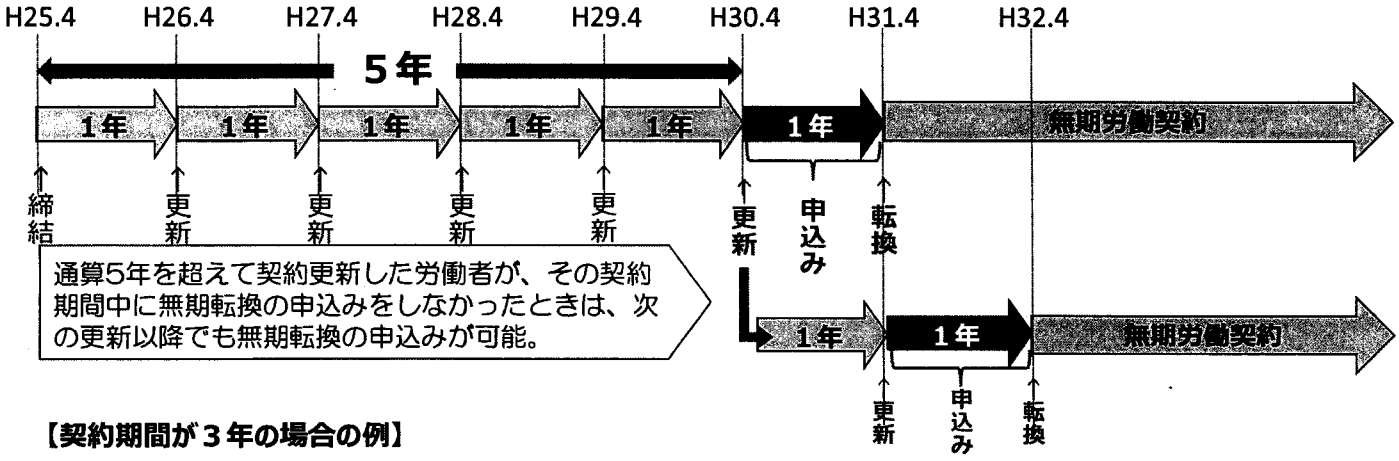

【契約期間が３年の場合の例】

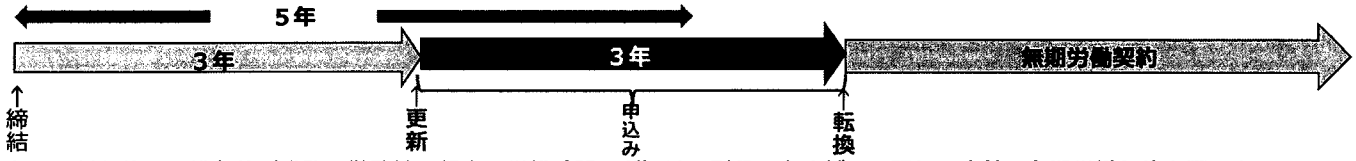

無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となる。別段の定めをすることにより、変更可能。

（別添２）

有期契約労働者の無期転換ポータルサイト -無期転換を円滑にサポートします-

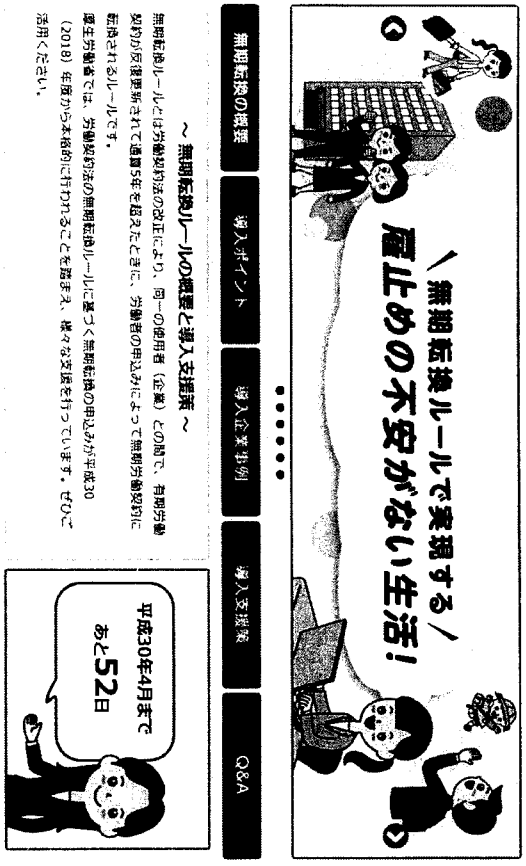

（別添３）

事　務　連　絡
平成 29 年 11 月 2 日

各府省担当課長　殿

厚生労働省労働基準局
労働関係法課長

「無期転換ルール取組促進キャンペーン」に係る取組結果について（情報提供）

厚生労働行政につきまして、日頃より格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、改正労働契約法第 18 条において規定された「同一の使用者との間で有期労働契約が更新されて通算５年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる仕組み」（以下「無期転換ルール」という。別添１参照）については、平成 25 年４月１日に施行され、平成 30 年４月１日に施行後５年を迎えることとなります。

厚生労働省においては、無期転換を申し込む権利が本格的に発生することが見込まれる平成 30 年４月まで残り約半年となる時期を捉えて、本年９月から 10 月までを「無期転換ルール取組促進キャンペーン」と定め、集中的な周知広報の取り組みを行ったところでありますが、貴府省におかれましては、平成 29 年８月 30 日付け事務連絡（別添２参照）により、当該キャンペーンに係る周知に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省におけるキャンペーン期間中の具体的な取組としましては、一般社団法人日本経済団体連合会をはじめとする使用者団体や業界団体のほか、全国知事会、日本弁護士連合会、全国社会保険労務会連合会などの関係団体等への要請を行うとともに、集中的な周知・広報活動を行ったところです。

また、都道府県労働局においても同様に、都道府県における使用者団体、地方公共団体などへの要請のほか、各局独自の取組として、テレビ、ラジオ、新聞等による周知啓発、地方公共団体が主催するシンポジウム等における制度説明、地下鉄全車両へのステッカー貼付やバスの車体広告などによる周知を行ったところです。

このような取組を進めてきた一方で、無期転換ルールの適用を避けることを目的とした雇止めに係る相談は依然として寄せられているところであるため、厚生労働省及び都道府県労働局においては、引き続き関係団体と連携しながら、無期転換ルールの周知及び円滑な導入の促進について、積極的な周知啓発に取り組んでまいります。

また、貴府省が所管する独立行政法人、特殊法人、国立大学法人等、貴府省の関係法人・関係団体等（以下「所管法人等」という。）において同様の相談が発生するおそれがあることから、無期転換ルールの周知及び円滑な導入の促進について引き続き周知に御協力いただくとともに、対応方針の検討が遅れている所管法人等においては、対応方針の検討を進めていただくよう、併せて周知をお願いいたします。

【添付資料】
別添１：無期転換ルールの概要
別添２：「無期転換ルール取組促進キャンペーン」の実施及び貴管下の独立行政法人等に対する無期転換ルールへの対応の検討に関する再周知について（依頼）（平成 29 年８月 30 日付け厚生労働省労働基準局事務連絡）